

年末調整申告システム賃貸借

提案仕様書

明石市 総務局 職員室 給与担当

2024年（令和6年）5月

年末調整申告システム賃貸借 提案仕様書

I 基本的事項

1. 現状

現在、明石市の年末調整業務にあたっては、各種申告書を紙に印刷し、当該申告書を職員に配付、記入してもらっている。回収した申告書は、給与事務担当者で内容のチェックを行い、給与計算システムに手入力している。

申告書の内容を入力した後の所得税の計算については、給与計算システムで行っている。

2. 目的

上記の現状のとおり、年末調整に必要な各種申告書については紙による申告としていているところであるが、このたび調達する年末調整の申告システム（以下、年末調整申告システム）の導入により、当該申告を電子による申告とし、申告された情報を年末調整申告システムから出力し、給与計算システムに取り込むことで業務の効率化、省力化を図るとともに紙の削減を行うことを目的とする。

3. 契約名称

年末調整申告システム賃貸借

4. 概要

年末調整申告システム賃貸借（システム保守・改修含む）

※ 年末調整申告システムは、年末調整の各種申告についてスマートフォン、パソコンの端末から電子による申告ができる機能及び申告された情報を給与計算システムに取込用に出力できる機能を基本としたシステム。

5. 内容

- (1) 年末調整申告システムの導入
- (2) 申告者用、管理者用マニュアルの提供
- (3) その他、必要な作業は協議うえ実施の可否を決めるものとする。

6. 賃貸借期間

契約締結日の翌日から2027年（令和9年）3月31日まで

※ ただし、発注者、受注者双方から申し出がなければ、最長2029年（令和11年）3月31日まで契約を延長できるものとします。

7. 納入場所（システム使用場所）

明石市総務局職員室 課室内 他

8. 使用料の支払条件

前金払：無 部分払：無

※ 各年度における年末調整申告システムの使用料は年払いとする。

9. 年末調整対象職員数

（職員数は想定人数であり、契約後の職員数を保証するものではない。）

想定人数 3,800人（正規職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員）

10. 費用

本調達の費用について、本仕様書に記載している事項を及び本業務を遂行する上で必要な費用を全て含むこと。

11. 本稼働時期

2024年9月1日

※本稼働までに年末調整に必要な職員情報等を年末調整申告システムに登録できるように対応すること。

Ⅱ 機能要件

別紙「機能要件書」に記載の要件を満たしていること。

Ⅲ 運用・保守

システム障害が発生した場合は、迅速に対応できる体制が確保されていること。

1. 利用可能時間

24 時間 365 日利用できること。

※システムメンテナンスの期間は除く

※発注者環境の問題等、受注者外の設備・装置・サービスに起因する停止期間は除く

2. データ保管期間

年末調整に係る情報について、法定保存期間中（7 年）は情報保持しておくこと。

また、必要に応じて保管できるようにデータを出力できるようにしておくこと。

3. 問い合わせ対応

電話又はメールもしくは WEB での問い合わせに対応していること。

4. セキュリティ対策

(1) 施設に関するセキュリティ及び対策

本システムで保持しているデータの保存場所について、以下の対策を講じていること。

- ① 災害対策として、地震対策、落雷対策を講じていること。
- ② 停電時の対策を講じていること。
- ③ 空調、耐火、消防設備を有していること。
- ④ 防犯対策として、入退室管理、監視カメラ等の対策を講じていること。

(2) データやシステムに関するセキュリティ

- ① 「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第 3 版）」（令和 3 年 9 月総務省制定）に準拠した情報セキュリティ対策を講じること。
- ② 外部からの脅威や脆弱性に対する対策（不正アクセス防止、不正操作防止、不正持ち出し防止、ウイルス対策、SSL 対策等）
- ③ プライバシーマーク又は ISMS 認証を取得していること。
- ④ 発注者の個人情報保護条例及びセキュリティに関する規則等に従うこと。

(3) 運用監視等に関するセキュリティ

- ① 運用環境の稼働監視体制が整備されていること。

- ② 重大な障害に対するリスク回避対策（死活監視等の監視や定期的な巡回等）を講じていること。

IV その他

- (1) マニュアルが改訂された場合は、速やかに改訂後のマニュアルを発注者に提供すること（受注者 WEB サイトへの掲載及び通知で可）。
- (2) 本システムの納入及び保守に当たり、法律及びその他の関係法令、条例、規則等、並びに明石市が他の企業と締結している協定を遵守すること。
- (3) 協議を必要とする場合には、予め調整を行い、協議完了後速やかに議事録を提出し、協議した内容について確認を得ること。
- (4) 受注者は、本賃貸借にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。
- (5) 本賃貸借の契約に当たり、関係図書等の閲覧による内部情報の情報漏洩により本市に重大な損害を与えることがないよう知り得た情報の秘匿義務を負うものとする。
- (6) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたときは、発注者と協議を行い、解決したうえで賃貸借を実施するものとする。